

## 宇部市水道局職員研修規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第三十三号

### (目的)

第一条 この規程は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十九条の規定に基づいて職員の勤務能力の発揮及び増進を図るため、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が行う研修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (基準)

第二条 研修は、業務の遂行に必要な知識、技能並びに全体の奉仕者たるにふさわしい教養課程を内容とするものでなければならない。

### (計画及び実施責任)

第三条 研修計画は、管理者が職員に対する研修の必要及び程度を調査し、その結果を水道局局議(以下「局議」という。)に諮り、これを実施する。

2 前項の計画に基づく研修実施責任者は総務企画課長とする。

### (研修の区分)

第四条 研修は、一般研修、特別研修、委託研修、通信研修、職場研修及び自主研修とする。

2 所属長は、職員に対し研修が実施される場合、業務に支障のない限り研修の機会を与えなければならない。

### (一般研修)

第五条 一般研修は、職員がその職務を遂行するために必要な服務態度、知識、技能その他基礎的教養を修得させることを目的として、その職務の複雑さと責任の度合いにより次により行うものとする。

一 新規採用者研修

二 初級研修

三 中級研修

四 幹部研修

2 管理者は、必要に応じ前項の研修を委託することができる。

### (特別研修)

第六条 特別研修は、職員が現についている職務に密接な関係のある知識、技能及び専門的知識を修得させることを目的とし、次により行うものとする。

一 公務技術研修 接遇事務、正しい応待及び創造的意欲と能力を養うこと。

二 実務研修 職務遂行に必要な実務知識及び技能

三 専門研修 専門的科目

四 研修出張

### (委託研修)

第七条 委託研修は、職員を国又は県、これに準ずる団体の主催する研修会に派遣して職務を遂行するために必要な知識を修得させることを目的とする。

### (通信研修)

第八条 通信研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識を通信の方法によつて修得させることを目的として行う。

(職場研修)

第九条 所属長は、所属職員に対し日常の業務を通じ常に適切な職場研修の実施に努めなければならない。

2 総務企画課長は、前項の研修が円滑に運営されるための指導及び援助等適切な措置を講じなければならない。

(自主研修)

第十条 職員は、常に水道行政全般の研究及び能率改善等について、自主研修を行うよう努めなければならない。

(研修生の選考)

第十一条 職場研修及び自主研修を除き、研修を受ける職員(以下「研修生」という。)の範囲は、各研修の実施に際して所属長又は総務企画課長の推薦したもののうちから局議に諮り管理者が決定する。

(研修生の服務規律)

第十二条 研修生は、各研修の実施要領に従い誠実に研修を受けなければならない。

(所属長の協力義務)

第十三条 研修生の所属長は、自主研修を除き、その職員が研修に専念できるよう便宜を与えなければならない。

(講師)

第十四条 研修のために必要な講師、指導員等は、職員又は学識経験者の中から管理者が委嘱する。

(教材等の経費)

第十五条 研修のため必要な教材、その他の経費については、局負担とする。ただし、研修内容により個人負担とする場合がある。

(終了証書)

第十六条 職場研修、自主研修を除き研修を終了した職員には原則として終了証書を交付し人事記録に記載するものとする。

(雑則)

第十七条 この規程に定めるもののほか研修の実施に関して必要な事項はその都度管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市上下水道局職員研修規程の廃止)

2 宇部市上下水道局職員研修規程(平成二十六年管理規程第二十七号)は、廃止する。